

京都市告示第159号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
南第三経5 号線	南区東九条北松ノ木町39番地の17地先 から	旧	メートル 22.80	メートル 2.30 ~ 5.00
	同町44番地の3地先まで	新	35.50	3.65 ~ 21.20

(建設局土木管理部道路明示課)